

これまでの審議会における委員意見の概要
(第 56 回 (9 月開催) ~ 第 61 回 (3 月開催))

1 議会の対応について <資料 4 項番 2 関係>

審議会	意見概要	事務局対応
第 56 回 (9/27)	<p>【議会の対応方向性】</p> <p>○ 議会は改正個人情報保護法の範囲外のため、独自対応が必要だが、どうなるのか。 今までは条例の実施機関であったが、外して何もしないという選択肢はあるのか。議会は、法律も条例も適用なしということは考えているのか。 実施機関から外れたからといって、何の規範もなくいいという趣旨ではないと思われる。 (人見会長、湯浅副会長、森田委員)</p>	○ 議会の現状として、対応の方向性から検討中であり、議長会からの情報も踏まえ、今後も議会事務局と情報共有し、対応の方向性については 4 月の審議会において報告する。
第 58 回 (12/20)	○ 大規模自治体の権限として、あるいは、個人情報保護法制を先導してきた県として、やはり神奈川県議会の方に、議長会に頼らず、もう少し自主的に検討していただく必要があるのではないかと個人的には考える。(湯浅副会長)	
第 56 回 (9/27)	<p>【議会の諮問について】</p> <p>○ 議会についても、現行条例の実施機関であるが、議会から諮問があれば議論するが、諮問がないと議論できないのか。(森田委員)</p> <p>○ 現行の条例では、条例改正をするときは、この審議会に意見を聞くということにしており、現行の条例の改正であるから、議会から諮問されないと議論できないという性質のものではないと思われる。(人見会長、湯浅副会長)</p>	○ 議会と調整中。

2 行政文書の定義について<資料 4 項番 5 関係>

審議会	意見概要	事務局対応
第 58 回 (12/20)	<p>○ 定義の改正には賛成する。 (友岡委員、森田委員、人見会長、湯浅副会長)</p> <p>○ 例えば、ZOOM で開催した審議会について開示請求があった時の開示の具体的な媒体をどうかという点で、開示実務のほうの検討が必要と思</p>	○ 改正の方向性に進める。 実務対応については、今後検討を行っていく。

審議会	意見概要	事務局対応
	う。 (湯浅副会長)	

3 条例独自事項（※）等の対応について<資料4 項番7、9、11 関係>

※ 要配慮個人情報の取扱制限、本人収集の原則、電磁的方法による提供

審議会	意見概要	事務局対応
第56回 (9/27)	<p>【条例独自事項に関する改正法の解釈について】</p> <p>○ 条例独自の措置については、個人情報保護委員会より、よっぽどのことがない限り認めないとしているが、委員会が関与するといっても助言・監督どまりで、自治事務であるため、自治体として議論して独自に必要なということになれば、定められるのかどうかということになる。</p> <p>(人見会長)</p> <p>○ 審議会の在り方の考え方と同じように、新しく改正（制定）する個人情報保護条例自体についても、個人情報保護とデータ利活用を目的とする法とは違う、個人情報保護のための条例として、法からの委任も含みつつ、県独自の条例の建て付けにするという方向性も考えられると思った。</p> <p>(人見会長、天野委員、寺田委員、伊部委員)</p>	○ 委員の御意見をまとめて、個人情報保護委員会へ質問する。
第57回 (11/29)	<p>○ 国の規律を一律に適用するという改正になってしまったので、もう少し弾力的な運用、受け止め方はできないかということ全体として思っており、答申でも付随的意見として指摘したい。</p> <p>個別の問題では、電磁的方法による提供にはこだわりがある。数年前に県では審議会の諮問をやめていて、そういう意味では今回の改正の先取りした議論をしており、一定の要件は設けているが、内部的なチェックをする趣旨としている。法改正の趣旨に照らしてもデータ利活用を阻害するものでなく、データ利活用の条件ともいえるので、これは残せないかと思った。</p> <p>(森田委員)</p>	

審議会	意見概要	事務局対応
	<p>○ 事務局案は、どうも個人情報保護委員会の「許されない」の考えに引っ張られているようで、個人情報保護委員会が言うように、法においても十分にカバーできるという整理であった。</p> <p>要配慮個人情報の図において、完全にカバーできているかは、事務局も基本的には大丈夫という結論にはなっているが、微妙なところもあるし、もっぱら保護委員会が許容されないと言っているだけで、法で認めていないわけではないので、あまりそこに引っ張られるのではなく、だめなこと前提で議論するのではなく、必要性があれば、法律が認めていない部分の条例の規制もあり得る。もう少し自由に議論できるのではないか。(人見会長)</p> <p>○ 条例では留意すべき具体的な事項が可視化されて適用されるという面があったと思うので、ぜひ実質的な運用の面でこの審議会としても十分に検討していくべきと思う。(天野委員)</p>	
<p>第 57 回 (11/29)</p>	<p>【事務局案の方向性について】</p> <p>○ 詳細な説明であったが、対応方向性をもっと明確にしてほしい。</p> <p>要配慮個人情報の取扱制限や本人収集の原則について、基本的には運用で行っているという方針で理解した。私もその方針は妥当かと思うが、これで十分な保護だという説明や結論でわかりにくいところがあったので、そういうゴールを目指しているということが書いてあるほうがよい。</p> <p>電磁的方法についても、運用でこれまでやってきたことを担保していくということで、私も条例でここだけ特出しにして制限しているのは現状にそぐわないと、以前の審議会でも申し上げているので、この方針でいいと思うが、県として今までやってきたことをどう担保していくのかということがポイントになると思うので、</p>	<p>○ 上記の個人情報保護委員会への質問及びその結果を踏まえ、対応の方向性を再検討し、記載を修正する予定。</p>

審議会	意見概要	事務局対応
	<p>ゴールとそれでも今までの保護が担保されていることを明確にしてほしい。 (小向委員)</p>	
<p>第 61 回 (3/30)</p>	<p>【個人情報保護委員会からの回答及び今後の方針について】</p> <p>○ 個人情報保護委員会からの回答については、現在の条例の規定の趣旨と新法の趣旨は矛盾・抵触しないため、規定しても良いのではないかと問いかけに対し、なぜ駄目なのかということが説明されていない。条例で規定しておくほうが、個人情報保護委員会に納得していないという表明にはなるかなと思う。私としては、もう少し踏み込みたく、要配慮個人情報の取扱い、本人収集原則、あるいはオンライン結合それぞれについて、少なくとも何か現状を維持できるようなルールが考えられないか、議論をしたい。 (人見委員)</p> <p>○ 法律の委任がないものについては、規定をしてはならないという趣旨であり、対応としては、同趣旨の条例の条文を削除せざるを得ないということだと理解した。今まで一生懸命保護してきたものについては、新しい法律の枠内及び残る条文の規定の運用でカバーするという事務局の方針に賛成する。</p> <p>個人情報保護委員会からは、きっぱりした回答が来て、本当にこれでいいのというのは、批判的に考えるべきだと思うが、基本的には、この法律の考え方、規定等の運用で、今までの考えをカバーできるのかということが基本で、今まで守ってきたものが運用でカバーできないということになれば、条例での規定が必要なものがあるかどうかという議論に進んだ方が良くと思う。 (小向委員)</p> <p>○ 第三者提供、あるいは要配慮個人情報の取扱いを行うときには、当審議会に報告するように努めるといような形のガイドラインを作ることについては、禁止されているものではないと思う。そういう形で、その取扱いの適正性、あるいは</p>	<p>○ 委員の御意見を踏まえ、改正法における運用の面等を再度検討の上、4月の審議会において、対応の方向性を諮る。</p>

審議会	意見概要	事務局対応
	<p>はその公開性については、県民に対する説明責任ということ、何らかの形で審議会が果たしていけるような形を模索する方が、現実的かと思う。条例本文に書き込むより、何らかの形で、現実的なガバナンスやアカウントビリティの機会があればと良いと思うので、例えば、事務登録簿を引き続き作成し、報告事項として審議会にあがる。それが引き続き維持されるのであれば、実質的には適正な取扱いを担保されると思う。オンライン結合についても、今はオンラインでない提供手段のほうが逆に減ってきていると思うので、審議会への報告事項として残すことで、提供方法が適正かということについて、チェックする機能は残せるのではないかと思う。他方で、条例の書きぶりについて、個人情報保護委員会の顔を立てつつ、</p> <p>「個人情報の保護に関する法律の規定に則り、〇〇とする」などの書きぶりにするのは不可能ではないと思うので、そういう書きぶりがあり得るとしたら、個人情報保護委員会の顔を立てつつ、条例本体における記述を残せるということになるので、そこは事務局のほうに精査していただければと思う。</p> <p style="text-align: right;">(湯浅委員)</p> <p>○ 個人情報保護委員会の回答に関しては、審議会としては納得できないということは示すべきだと思う。その上で、条例の規定で残すべきだということまでいえるかということ、なかなかその後どうするかということも考えると、難しいかなということはある。事務局の検討のように、今までの規定を残さないにしても、これまでと同様の運用をしていく趣旨と、審議会においても議論していくことについては、答申に書き込む形で対応することになると思う。</p> <p>オンライン結合については、内部的なチェックという範囲で説明できると思うし、これをもって、データ流通に直接影響を与える事項に当たるとい</p>	

審議会	意見概要	事務局対応
	<p>う解釈をしている点については、個人情報保護委員会の誤解ではないかと思う。内部的なチェックとしてやるつもりということにすれば、条例に残しても良いという選択ができそうな気もする。</p> <p style="text-align: right;">(森田委員)</p> <p>○ 条例を残しておくかどうかというよりも、審議会の役割、第三者機関としてどれくらい個人情報保護に関してコミットできるかを考えるべきだと思う。それでもやはり足りないということになれば、それは地域の独自性だと考えて、条例の規定が必要だという論理はあり得ると思う。(友岡委員)</p> <p>○ 法に矛盾することが駄目というのは、条例に規定してはいけないということではないと思うので、何か独自の対応の必要性について検討し、その上で、必要であれば文言を変えて条例に規定するか、あるいはガイドラインで対応という旨を書くなど、そういう形で、独自性を出せば良いと思う。</p> <p style="text-align: right;">(寺田委員)</p> <p>○ 県民の個人情報保護にしても利益を守るということを第一に考えていくべきで、もし条例から落とすというふうにしても、何らかの形で運用の中で守っていかなければいけない。そういう視点で、審議会としての考え方を出すべきでないかと思う。</p> <p style="text-align: right;">(伊部委員)</p> <p>○ こういった規定は、一度失くし、数年経つと何もなかったような形で物事が進んでしまうので、条例に残す方法が技術的に可能ならば規定し、駄目であれば、審議会として、何らかの形で、残念であるという旨の表明をするべきだと思う。</p> <p style="text-align: right;">(天野委員)</p>	

4 条例要配慮個人情報の規定の新設<資料4 項番6関係>

審議会	意見概要	事務局対応
第61回 (3/30)	<p>○ 事務局の説明に賛成である。県として何か特別な条例があるとか、顕著な立法事実がない限り、条例要配慮情報として明記するのは難しいと思う。 (湯浅委員)</p> <p>○ LGBTに関する事項で、個人に様々な差別や偏見が行われないように情報の管理を徹底するという事は非常に大事だと思うが、あえて条例要配慮個人情報として特記されることで、統計で調査事項から外されるという懸念があり、LGBT法連合会からも、懸念が示されている。</p> <p>SDGsの文脈でもジェンダー主流化をしなければいけないということで、ジェンダー統計がすごく必要になってきているので、性別欄自体をなくすという動きが出ていることについては非常に懸念をしている。その辺も考慮しつつ、最大限に個人の利益が守られるように考えていただければと思う。 (天野委員)</p>	○ 対応の方向性で答申案を作成する。

5 目的外利用・提供 <資料4 項番10関係>

審議会	意見概要	事務局対応
第59回 (1/26)	<p>○ 過去、県が運用してきた中で、例外として目的外利用提供を認めてきたことについて、法律を適用することによって、緩くなってしまうかという問題がある。今までの県の条例で、利用・提供は難しいと見送ってきたものについて、法律がそのまま適用されることによって、逆にできてしまうということが出てこないかという検討が本当は必要でないかと思う。</p> <p>過去、見送った例というのはなかなか実績がわからないという問題があるかとは思いますが、そのような判断をした例があれば、そういう点が法律の条項を適用することでどうなるのかという観点から検討ができないか。(森田委員)</p>	○ 見送った例を見つけるのはなかなか難しいという印象ではあるが、確認し、2月の審議会で審議する。

審議会	意見概要	事務局対応
第 60 回 (2/21)	<p>○ 結論的にはそれでいいかと思うが、答申として何も書かなくていいのか。要するに、審議会で検討した結果として、現在運用しているような内容と同様の運用が改正法の下でもできるということで改正の必要はないということは、やはり言うておく必要があるのではないかと思う。</p> <p>(森田委員)</p>	<p>○ 諮問の「その他の重要な事項」として、答申案を作成する。</p>

6 個人情報ファイル簿及び個人情報事務登録簿について<資料 4 項番 12 関係>

審議会	意見概要	事務局対応
第 57 回 (11/29)	<p>○ 二重手間にはなるが、法律で要求されているファイル簿と現行の登録簿の両方を併用していくということによいか。ただ、二重手間になってしまうので、内部的に検討しないといけないということが説明の趣旨によいか。</p> <p>(湯浅副会長)</p> <p>○ 二度手間、二重負担を考えると、個人情報ファイルの方は 1,000 人規模ということですけど、例えば、人数制限を取っ払うこと、つまり、完全には一致しないですけど、個人情報ファイルに統一して人数制限を取っ払って一本作るということもあり得るのではないかと思った。</p> <p>(人見会長)</p>	<p>○ 庁内における個人情報事務登録簿の活用状況や認識について庁内調査中。</p> <p>調査結果を踏まえ、4月の審議会で審議予定。</p>

7 匿名加工情報の非公開情報性について<資料 4 項番 16 関係>

審議会	意見概要	事務局対応
第 58 回 (12/20)	<p>○ 匿名加工情報について、制度趣旨を没却するという意味合いだが、国とか自治体の国民住民に対するアカンタビリティを確保する、透明化させるという情報公開制度の中で、様々な個人情報の保護や例外のシステムがあったわけだが、この種の一般公開制度の例ってというのは、今まであったか。</p> <p>情報公開制度の側から見たときにたくさんお金を出して、作成に寄与した事業者の公益が害</p>	<p>○ 委員のご意見を踏まえ、検討、整理し、2月の審議会で審議する。</p>

審議会	意見概要	事務局対応
<p>第 60 回 (2/21)</p>	<p>されるということか。</p> <p>情報公開制度の制度趣旨と、それとは別の重要な法的な法益があって例外不開示といったところで、説明が納得できるような形で必要でないか。</p> <p style="text-align: right;">(人見会長)</p> <p>○ 行政機関非識別加工情報は、いわば、行政が持っている個人情報情報を非識別加工して欲しいという申し出に基づいて、1件1件、オーダーメイドで加工する。従って、広く提供するものではなくて、その特定の要請に応じてオーダーメイドで加工して渡すものであるから、実費相当の費用を徴収することが適当であるという考え方だと思う。費用を徴収した上で特定の相手に対して提供したものであるから、他の者から加工して欲しいということがあれば、やはりそれに応じて、その都度加工して渡すというのが筋であって、一度その加工して作成した情報の再利用、再提供を予定する制度ではないと私は理解している。ゆえに、その同じものでいいのだからと、国もそれ対応しないはずで、おそらくそういうことで、説明はつくと思う。</p> <p style="text-align: right;">(湯浅副会長)</p> <p>○ 行政機関等匿名加工情報について、自分の個人情報情報が匿名加工されているという請求があった場合又は情報公開請求された場合については、想定されているか。仮に、それが答えられないということになった場合は審査会にかかってくるのか。</p> <p style="text-align: right;">(湯浅副会長)</p>	<p>○ 行政機関等匿名加工情報は個人情報ではなくなるので、これについての保有個人情報の開示はありえない。その前提となる文書の過程で、開示することは、普通の行政文書となるので、あり得ると思う。</p>

審議会	意見概要	事務局対応
		詳細は今後確認する。

8 開示決定等の期限について<資料4 項番18関係>

審議会	意見概要	事務局対応
第58回 (12/20)	<p>○ 現行は原則15日としているものを30日にする方向で検討するというので、あえて国の法律と合わせるのはなぜか。開示を受ける県民の立場からすると、請求権実現に関して、ちょっと弱くなるのではないかという疑念が出てきてもおかしくないと思う。15日では短くて困るなどの積極的な理由があるのか。</p> <p>神奈川県は最初からもう15日で、原則より、本人開示請求者に対して、厚い手当をしているので、例外的な期間で45日とするのは全然基本的な個人情報の開示請求権利救済を悪化させてはいないという説明が十分つくように思う。</p> <p>本当に解釈であれば、基本的に解釈の趣旨に適合した別途の設計としてあり得るという主張をしてもいいと思った。</p> <p style="text-align: right;">(人見会長)</p> <p>○ 最初の請求を受けての決定期間を30日にする事は避けるべきと思う。やはり請求する側からすると、決定までの期間が30日か15日かは結構大きな問題であると思う。今回の改正法の中では、結構縛りがきついとされているが、この開示請求の期間の設定については、自治体のこれまでの運用を尊重して、もっと短くしてもいいということになっているので、その趣旨からしても、やはり15日という現行の規定を維持できる方向に考えるべきではないかと思う。</p> <p style="text-align: right;">(森田委員)</p> <p>○ 私も15日にすべきでないかと思う。それなりの理由があって、請求するわけであって、こ</p>	<p>○ 委員のご意見を踏まえ、改正法における延長期間の考え方を整理した上で再度検討し、3月以降の審議会で審議予定。</p>

審議会	意見概要	事務局対応
	<p>の結果を元に、色々行動を起こしたいという方や、団体として取り組みたいという場合もあるかと思うので、最初のところであまりお待たせするという事はいいことではないかと思う。</p> <p style="text-align: right;">(伊部委員)</p> <p>○ 私も最初の原則としては、15日がいいと思う。</p> <p>これまでで、延長45日も丸々使わなければいけなかったという例について教えていただきたい。過去の事例から見て、15日短縮でも可能と考えられたのか、やはりぎりぎりだから必要だったのか、といったところを教えてほしい。</p> <p style="text-align: right;">(天野委員)</p>	

9 自己情報開示請求等の手数料及び匿名加工情報の利用にかかる手数料について

＜資料4 項番21、29関係＞

審議会	意見概要	事務局対応
<p>第57回 (11/29)</p>	<p>【自己情報開示請求等の手数料】</p> <p>○ 手数料を取るのであれば、多分今しかチャンスはないのではないかと正直思うので、事務局における方向性が気になる。</p> <p>開示請求と、それから訂正、利用停止について、開示請求前置主義をとっているのが国ですね。そうすると、手数料的な意味としては、これから訂正予定があった場合に関しては、そのコストを考えて取りましょうというような考え方もあるのかなと思います。</p> <p>他方、訂正と利用停止だけ、別にそれぞれ県としては許容しているという話であつたら、ここで開示請求の訂正手数料を取るというのは、ちょっとどうかと気にはしました。どのようにコストとして考えるかというところについて、論点出しをもう少し詳しくしていただけるとありがたいと思った。</p> <p style="text-align: right;">(友岡委員)</p> <p>○ 電磁的な形態が増えているので、県自身も今</p>	<p>○ 事務局で方向性を整理して、3月以降の審議会で審議予定。</p> <p>媒体に関するご意見については、手数料の徴収の検討とともに整理していく。</p>

審議会	意見概要	事務局対応
	<p>後は、媒体自体を紙で保存していたものを電子化するなど、おそらく保存方法の変換せざるを得なくなるという気がするので、同じ媒体で交付するという考え方自体は、放棄して良いのではないかと思う。</p> <p>個人情報の開示と情報公開は、その性質や目的が異なっているので、情報公開のほうは、一定の費用徴収を考えていいと思うが、自己情報の開示は必ずしも私は同一であるべきとは考えない、と個人的に考える。 (湯浅副会長)</p>	
<p>第 57 回 (11/29)</p> <p>第 60 回 (2/21)</p>	<p>【匿名加工情報の利用にかかる手数料】</p> <p>○ 「行政機関非識別加工情報の作成の委託を受けた者に対して支払う額」について、おそらく委託契約すると思うが、契約した事業者との間で、その費用自体が、いわゆる匿名加工する事業者のいわば営業上のノウハウの問題で、協業上の問題などいろいろ問題はあると思う。 (湯浅副会長)</p> <p>○ 基本的な方向は、特に異論はないが、結局のところ、行政機関等匿名加工情報は、おそらく県の職員の内部でやるのではなくて、どこか専門業者に委託することになるだろうと思うが、その業務委託の費用が分からないことには、その標準も何もない。このところは、条例で業務委託の額ということを示して、実際に匿名加工の審査があった時点で、いくらぐらいかかるということ、審査を申し出てきた方に伝えるのか。 (湯浅副会長)</p>	<p>○ 今後、手数料の算定において検討していく。</p> <p>○ 国の考え方と全く同じで、国は基本料2万1,000円、時間単価3,950円、それと委託料ということで、そこは計り知れないというもので同じような考え方になる。</p>

10 訂正請求・利用停止請求における開示請求前置について<資料4 項番22関係>

審議会	意見概要	事務局対応
<p>第 60 回 (2/21)</p>	<p>○ 請求者にとって、基本的には余計な負担を課すことになるのではないかと。あえて前置を取らないで、現行のような方法のほうがいいのでは</p>	<p>○ 事実上、訂正請求、利用停止請求の前提としての</p>

審議会	意見概要	事務局対応
	<p>ないか。</p> <p>現状でも前段階で開示を受けているという説明であったが、ちょっとそれが一般的に県の場合に行われていて多いのか、そうでないとまずいのかということについての御説明を聞きたい。</p> <p>訂正請求をしたい場合に、開示請求を先行しなければならないとすると、訂正請求のための開示請求ということが必要になるわけで、それだけ請求者にとって時間も負担もかかるし、他方で、それを受け付ける実施機関の側にとっても、それに対応する負担というのがむしろ増えるのではないかという気がする。</p> <p>実際問題、訂正請求が認められるケースというのは、むしろ極めて少ないという印象があるので、訂正請求をしてもらって、それについて判断することで足りるのではないか、実施機関の負担も減らせるのではないか。</p> <p style="text-align: right;">(森田委員)</p> <p>○ 現行でそれほど支障がないということであれば、前置なしという制度を維持したほうが、あえて前置にしてしまうと何となく権利の抑制的な感じもあるので、むしろしないほうがいいのではないか。</p> <p style="text-align: right;">(森田委員)</p> <p>○ 前置主義を採用するとなると、やはりこれまで認められてきた権利を制約するという印象を県民に与えるということはある。その辺りは、国に合わせるという方針、ないしは、大半の自治体がそうしているからと説明するところはあるが、他方で、大事な個人情報に係る権利があるということを考えると、オリジナリティを残せるのであれば残すということも一つの手法かと思う。</p> <p>ただ、他方で、訂正請求は基本的にそんなに事例がないことや、訂正と主張する内容が極め</p>	<p>開示請求が一般的と言えるほどの件数自体がないということが実情である。前置にすることによって負担が減るのか、増えるのかというところも正直、何とも言えないところである。</p> <p>○ 再度、方向性を検討する。</p>

審議会	意見概要	事務局対応
	<p>て主観的なものが多いということがあるので、事務局として事務作業の煩雑さ、要するに前置主義を取ったほうがベターだということはもう少し説明いただいたほうが、前置主義を取ったほうがいいという理由に傾くのではないか。権利制約というところに重きを置くのであれば、もう少し説明が必要かと思う。 (友岡委員)</p> <p>○ 請求しようとする本人の手続き的な負担を重くすることにならないか。事務局には、もう少し違う方向も十分あると考えていただきたい。 (人見会長)</p> <p>○ 仮に前置主義をとった場合、施行前にすでに開示を受けていたものへの適用についてどうなるか。 (湯浅副会長)</p>	<p>○ 経過規定については、まだ検討していない。</p>

11 個人情報保護審査会規則の条例化等について<資料4 項番 24~27 関係>

審議会	意見概要	事務局対応
<p>第 58 回 (12/20)</p>	<p>○ 条例化する場合に、組織として、例えば委員の任命の仕方などオリジナルなところは神奈川県にはないか。例えば、川崎市では議会の同意人事でやっていると思うが、そういった手続的に特色のあるような自治体もある。 (友岡委員)</p> <p>○ 技術的な事項であるので、事務局でさらにブラッシュアップして進めてほしい。 (人見会長)</p>	<p>○ 個人情報保護審査会の条例化に当たって、何か新しいことを入れ込むことは想定していないことを説明。 事務局において検討事項を整理して2月の審議会で審議する。</p>

12 審議会の在り方、諮問事項等について <資料4 項番 30 関係>

審議会	意見概要	事務局対応
<p>第 56 回 (9/27)</p>	<p>【審議会の在り方について】</p> <p>○ 個人情報保護法の規定に縛られず、個人情報より広く情報の取扱いの在り方の全般を対象として審議会を設けるということも考えられないか。公文書管理など、情報の取扱</p>	<p>○ 第 58 回審議会 (12/20) において、県の附属機関は通常法律や条例</p>

審議会	意見概要	事務局対応
	<p>う判断は、国の統一的な判断によるけれども、具体的にどのようにやるかということについては、審議会の役割も今後あるよということかと思うので、その辺をきちんとしておくことが大事でないかと思った。 (森田委員)</p>	
<p>第 57 回 (11/29)</p> <p>第 58 回 (12/20)</p>	<p>【これまでの諮問実績について】</p> <p>○ 要配慮個人情報やオンライン結合と関係するもので、過去、この審議会で個人情報保護条例に関して諮問された内容について、何を議論して、どういう結論を出してきたのか、あるいは、付言としてどのようなことを言ってきたのか、そのあたりの実情を共有しておいたほうがいいかと思う。(森田委員)</p> <p>(提出した資料について)</p> <p>○ いわゆる類型的な問題についての仕事というのは多くないかなとも思った。</p> <p>そういう意味ではあまり今回の法改正でも影響はないのかもしれないが、ここで諮問しているような内容について、あえてそれを禁止しなくてはいけないものなのかともちょっと疑問に思った。その他いろいろ、今の点も含めて審議会で、一体何ができるのかということについては、いろいろ、調査等されているようなので、またその辺を受けて、議論ができればと思っている。(森田委員)</p> <p>○ 諮問実績は、もう少し遡ってみてもいいかと思う。(人見会長)</p>	<p>○ 第 58 回審議会 (12/20) において、資料を提出した。</p> <p>今後、委員からご意見があれば、対応を検討する。</p>
<p>第 60 回 (2/21)</p>	<p>【改正後における適用の具体例】</p> <p>○ 要配慮個人情報の取扱いの諮問について、改正法が適用になった後で、この種の問題はどのような取扱いになるのか。</p> <p>要配慮個人情報であるということによる取扱いの制限は、まだ議論としては残っているけれども、今の国の解釈であれば、法律の個人情</p>	<p>○ 具体的な事例を当てはめて改正法による適用を整理する。</p>

審議会	意見概要	事務局対応
	<p>報の保有の条件として、法令に基づくという規定があるので、その解釈ということになる。</p> <p>例えば本日の新型コロナウイルス対応の諮問は、直接は法令上の規定に基づく取扱いではないので、法律の保有の要件となる「法令」が同じように解釈されると、そもそも、この種の情報には取り扱えないということになってしまうのではないかと。ただ、国の解釈が、法令に基づく場合として、ちょっと広く解釈しているようであるので、そうであれば、要配慮個人情報云々ということはないと取り扱えるということになってしまい、逆にそれはそれで簡単に許容されすぎてしまうのではないかと。つまり、本日議論したようなチェックが必要なくなってしまうということになる。</p> <p>しかし、本日事務局に示された解釈によれば、要配慮個人情報は、仮にこれが取り扱えるということになった場合に、それを具体的にどう取り扱うかということについては、審議会に意見を聞いて対応するということはできるということになりそうですので、それならば、あまり現状と変わらない運用ができるかと思っただ。</p> <p>本日の新型コロナウイルス対応の諮問は、具体例としてはわりと良いかと思うので、これに即した形で、こういう法解釈がされて、そういう法律が適用されて、改正後はどうなるという説明もしていただけましたら、具体例としてわかりやすい。</p> <p style="text-align: right;">(森田委員)</p>	

13 その他

審議会	意見概要	事務局対応
<p>第 57 回 (11/29)</p>	<p>○ 今回の改正について、県民にどう変わったことをわかりやすく見せていくのかという点ではもう少し整理してほしい。例えば、民</p>	<p>○ 改正の周知等において、今後検討していく。</p>

審議会	意見概要	事務局対応
	<p>生委員のための個人情報保護ハンドブックや、災害時は要援護者の避難ガイドライン作成などにどう反映していくか、まだ理解できていない。 (伊部委員)</p>	